議 会 の 概 要

令和８年１０月１日



<市章>

兵庫県南あわじ市議会

〒６５６－０４９２
兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
ＴＥＬ　　０７９９－４３－５００５
ＦＡＸ　　０７９９－４３－５１０５
E-mail　　gikai@city.minamiawaji.hyogo.jp

市　の　概　要

南あわじ市は、合併により平成 17 年 1 月 11 日に誕生した淡路島の南部に位置する面積 229.01 平方キロメートルのまちです。南には世界最大を誇る鳴門海峡の渦潮、西には白砂青松の慶野松原、東には灘黒岩水仙郷、中心には温暖で肥沃な三原平野が広がり、魚介類や野菜、乳製品、淡路和牛などさまざまな「食」を生み出しています。また、500 年の歴史を誇る淡路人形浄瑠璃や日本三大瓦の一つである淡路瓦に代表される歴史と文化が豊かな地域です。

三原平野を中心に半径 10km 圏内に納まるコンパクトな生活圏を形成し、京阪神や四国とも神戸淡路鳴門自動車道で結ばれており、たいへん便利な立地です。１年を通じて、多くの観光客に南あわじ市の魅力を楽しんでいただいています。

南あわじ市の位置



市の木：黒松



市の花：日本水仙



子育て応援シンボルキャラクター
ゆめるん



鳴門海峡の渦潮を世界遺産へ

人 口 及 び 世 帯

１．市制施行時と現在

（住民基本台帳）

区分		令和８年3月31日現在	平成17年１月11日現在（市制施行日）
人口	男	20,612 人	26,432 人
	女	22,199 人	28,331 人
	合計	42,811 人	54,763 人
世帯数		20,015 世帯	17,961 世帯

２．年齢別人口構成

国勢調査（令和2年）

区分		総人口	0歳～14歳		15歳～64歳		65歳以上	
			人　口（人）	構成比（%）	人　口（人）	構成比（%）	人　口（人）	構成比
旧町地区名	緑	5,495	766	13.9	2,948	53.6	1,692	30.8
	西淡	9,088	985	10.8	4,414	48.6	3,557	39.1
	三原	14,702	1,894	12.9	7,625	51.9	4,923	33.5
	南淡	14,852	1,545	10.4	7,375	49.7	5,784	38.9
南あわじ市		44,137	5,190	11.8	22,362	50.7	15,956	36.2

※総人口には年齢不詳の人口は含まれていますが、年齢別人口には年齢不詳の人口は含まれていません。

３．産業大分類別就業人口

国勢調査（令和2年）

区分	総計（人）	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人　口（人）	構成比（%）	人　口（人）	構成比（%）	人　口（人）	構成比
南あわじ市	23,737	5,216	22.0	4,862	20.5	12,688	53.5
兵庫県	2,377,454	43,535	1.8	573,688	24.1	1,678,329	70.6
淡路地域	62,306	10,106	16.2	12,638	20.3	37,371	60.0

決　算　の　概　要

【令和7年度】

1. 会計別歳入歳出決算総括表（地方公営企業法適用会計を除く）

（単位：千円、％）

区分 / 会計名			歳入 決算額（千円）(a)	歳入 対前年度増減率(％)	歳出 決算額(千円)(b)	歳出 対前年度増減率(％)	歳入歳出差引額（千円）(c) (a)－(b)	翌年度へ繰り越すべき財源（千円）	実質収支額（千円）(e) (c)－(d)
一般会計 ①			35,009,440	7.9	33,859,135	7.3	1,150,305	271,836	878,469
特別会計	国民健康保険	保険事業勘定	5,743,545	△ 4.8	5,676,697	△ 5.4	66,848	0	66,848
		直営診療所勘定	144,681	3.3	144,681	3.3	0	0	0
	後期高齢者医療		1,014,948	9.7	981,559	9.3	33,389	0	33,389
	介護保険	保険事業勘定	5,368,227	0.8	5,259,375	2.0	108,852	0	108,852
		介護サービス事業勘定	28,774	△ 15.1	28,774	△ 15.1	0	0	0
	土地開発事業（企業団地開発事業勘定）		37,700	6.6	1,503	13.5	36,197	0	36,197
	産業廃棄物最終処分事業		187,751	82.9	79,094	42.8	108,657	91,400	17,257
	国民宿舎事業		12,831	△ 44.0	12,831	△ 43.8	0	0	0
	広田財産区		178	93.5	147	129.7	31	0	31
	福良財産区		20,060	14.0	17,286	27.4	2,774	0	2,774
	北阿万財産区		1,019	18.1	682	28.2	337	0	337
	沼島財産区		375	3.0	255	4.5	120	0	120
	計 ②		12,560,089	△ 0.6	12,202,885	△ 1.0	357,205	91,400	265,805
合計 （①＋②）			47,569,529	5.5	46,062,020	5.0	1,507,510	363,236	1,144,274

2. 歳入歳出決算総括表(企業会計)

(1)下水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	歳入		歳出		歳入歳出差引額(千円)(c)=(a)−(b)	翌年度へ繰り越すべき財源(千円)(d)
	決算額(千円) (a)	対前年度増減率(%)	決算額(千円) (b)	対前年度増減率(%)		
収益的収支	2,245,594	△ 1.2	2,162,219	△ 2.8	83,375	0
資本的収支	2,682,141	35.1	3,478,949	24.3	△ 796,808	0

※ 資本的収支に係る不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

1.令和8年度予算規模

一般会計と特別会計、企業会計を合わせた予算総額は521億4,967万円で、令和７年度予算と比べ、5億865万円増（＋1.0%）となりました。

一般会計の令和８年度予算は、南あわじ市の政策の軸である「五つの行動」を進化させながら、「子育ての喜びが見えるまち」の実現を目指す予算を計上しています。また、「お互いさまで創る『健幸』現役社会」、「五感を満たし賑わう『食の島』」、「学ぶ楽しさあふれる『学びのいぶき』と子育て支援」に予算を重点的に配分しています。予算額は329億6,000万円、前年度と比較して1,000万円減となりました。

特別会計は、介護保険特別会計において、保険事業勘定では各給付費が増加したことにより、特別会計全体で123億6,048万円で、前年度と比較して454万円の増となりました。

企業会計は、下水道事業のみとなっており、整備計画に基づいた管渠布設や処理場整備などの面整備、施設の長寿命化などの事業費を計上しています。施設長寿命化事業費の減の一方で、管渠布設の施工延長の増により、予算額は68億2,919万円、前年度と比較して5億1,411万円（＋8.1%）の増となりました。

令和8年度　当初予算額の一覧

(単位：千円)

会計名		令和8年度	令和７年度	増減額	増減率(%)
一般会計 ①		32,960,000	32,970,000	△ 10,000	0.0
特別会計	国民健康保険特別会計	5,957,442	6,136,147	△ 178,705	△ 2.9
	(1) 保険事業勘定	5,815,529	5,977,030	△ 161,501	△ 2.7
	(2) 直営診療所勘定	141,913	159,117	△ 17,204	△ 10.8
	後期高齢者医療特別会計	1,028,018	1,001,021	26,997	2.7
	介護保険特別会計	5,193,882	5,059,452	134,430	2.7
	(1) 保険事業勘定	5,162,489	5,028,174	134,315	2.7
	(2) サービス事業勘定	31,393	31,278	115	0.4
	土地開発事業特別会計	3,653	3,653	0	0.0
	産業廃棄物最終処分事業特別会計	155,803	135,973	19,830	14.6
	国民宿舎事業特別会計	0	3,548	△ 3,548	△ 100.0
	広田財産区特別会計	158	210	△ 52	△ 24.8
	福良財産区特別会計	20,557	15,157	5,400	35.6
	北阿万財産区特別会計	701	535	166	31.0
	沼島財産区特別会計	262	242	20	8.3
	特別会計小計 ②	12,360,476	12,355,938	4,538	0.0
企業会計	下水道事業会計	6,829,193	6,315,079	514,114	8.1
	企業会計小計 ③	6,829,193	6,315,079	514,114	8.1
合計（①+②+③）		52,149,669	51,641,017	508,652	1.0

2．歳入の内訳

令和8年度　　一般会計歳入内訳

（単位：千円、％）

款		令和8年度 予算額	令和8年度 構成比	令和７年度 予算額	令和７年度 構成比	増減額	増減率
自主財源	市税	5,821,300	17.7	5,702,000	17.3	119,300	2.1
	分担金及び負担金	111,790	0.3	159,033	0.5	△ 47,243	△ 29.7
	使用料及び手数料	453,503	1.4	451,374	1.4	2,129	0.5
	財産収入	98,889	0.3	111,450	0.3	△ 12,561	△ 11.3
	寄附金	2,502,001	7.5	2,507,001	7.6	△ 5,000	△ 0.2
	繰入金	3,808,122	11.6	3,057,888	9.3	750,234	24.5
	うち特別会計繰入金	49,233	0.2	35,744	0.1	13,489	37.7
	うち基金繰入金	3,758,889	11.4	3,022,144	9.2	736,745	24.4
	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	諸収入	845,542	2.6	1,137,783	3.5	△ 292,241	△ 25.7
	小計	13,641,148	41.5	13,126,530	39.9	514,618	3.9
依存財源	地方譲与税	235,300	0.7	243,000	0.7	△ 7,700	△ 3.2
	利子割交付金	13,000	0.0	4,000	0.0	9,000	225.0
	配当割交付金	53,000	0.2	52,000	0.2	1,000	1.9
	株式等譲渡所得割交付金	60,000	0.2	50,000	0.2	10,000	20.0
	法人事業税交付金	100,000	0.3	99,000	0.3	1,000	1.0
	地方消費税交付金	1,150,000	3.5	1,100,000	3.3	50,000	4.5
	環境性能割交付金	0	0.0	67,000	0.2	△ 67,000	△ 100.0
	地方特例交付金	107,000	0.3	33,000	0.1	74,000	224.2
	地方交付税	9,350,000	28.4	9,500,000	28.8	△ 150,000	△ 1.6
	うち普通交付税	8,400,000	25.5	8,550,000	25.9	△ 150,000	△ 1.8
	うち特別交付税	950,000	2.9	950,000	2.9	0	0.0
	交通安全対策特別交付金	7,000	0.0	7,000	0.0	0	0.0
	国庫支出金	2,871,358	8.7	2,869,859	8.7	1,499	0.1
	県支出金	1,921,794	5.8	2,119,911	6.4	△ 198,117	△ 9.3
	市債	3,450,400	10.5	3,698,700	11.2	△ 248,300	△ 6.7
	小計	19,318,852	58.5	19,843,470	60.1	△ 524,618	△ 2.6
合　　計		32,960,000	100.0	32,970,000	100.0	△ 10,000	0.0

○歳入内訳の解説

◆自主財源

市民の皆さまに納めていただく税金や使用料など、市が自主的に収入しうる財源をいいます。

○市税…市民税や固定資産税など
○繰入金…基金(市の貯金)の取り崩しなど
○使用料及び手数料…公共施設の使用料など
○寄附金…南あわじ市ふるさと応援寄附金など
○諸収入…資源ごみ売却料や預金利子など
○その他…各種事業分担金、土地売払収入、繰越金など

◆依存財源

国や県によって定められた額を交付されたり、配分されたりする収入をいいます。

○地方交付税…地方の財源の均衡を図るため国から交付されるお金
○市債…事業をする際に銀行などから借りるお金
○国庫・県支出金…事業に対する国・県からの補助
○地方消費税交付金…地方消費税の一部を財源として、県から交付されるお金
○地方譲与税…国税として徴収され、一律的に譲与されるお金
○その他…その他に国・県から交付されるお金。法人事業税交付金、環境性能割交付金など

3. 歳出（目的別）の内訳

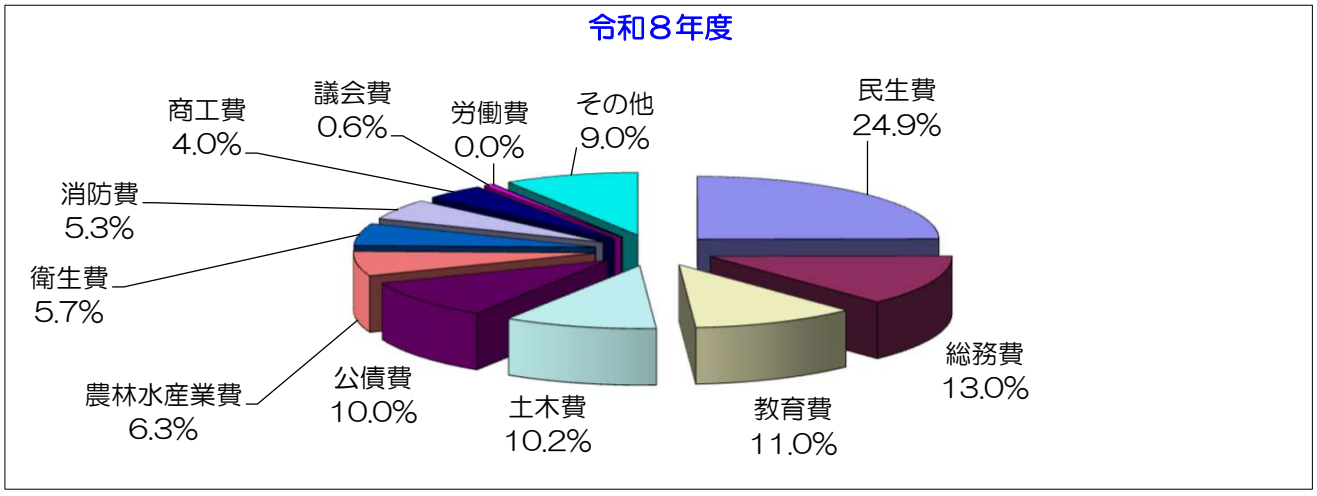
令和８年度　一般会計歳出内訳（目的別）

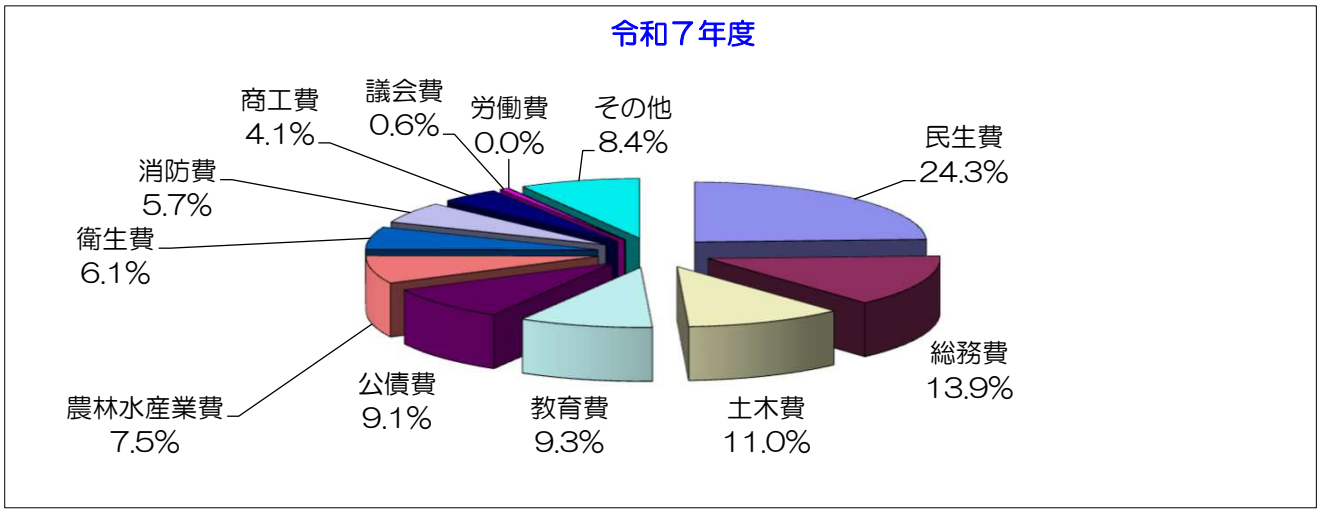
（単位：千円、％）

款	令和８年度		令和７年度		増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
議会費	211,951	0.6	209,121	0.6	2,830	1.4
総務費	4,270,779	13.0	4,585,656	13.9	△ 314,877	△ 6.9
民生費	8,208,611	24.9	8,018,325	24.3	190,286	2.4
衛生費	1,869,559	5.7	2,021,129	6.1	△ 151,570	△ 7.5
労働費	8,196	0.0	8,775	0.0	△ 579	△ 6.6
農林水産業費	2,094,229	6.3	2,457,644	7.5	△ 363,415	△ 14.8
商工費	1,304,186	4.0	1,360,387	4.1	△ 56,201	△ 4.1
土木費	3,377,118	10.2	3,612,912	11.0	△ 235,794	△ 6.5
消防費	1,758,220	5.3	1,871,641	5.7	△ 113,421	△ 6.1
教育費	3,612,976	11.0	3,073,151	9.3	539,825	17.6
災害復旧費	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0
公債費	3,293,383	10.0	3,008,549	9.1	284,834	9.5
諸支出金	2,900,792	8.8	2,692,710	8.2	208,082	7.7
予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
合　　計	32,960,000	100.0	32,970,000	100.0	△ 10,000	0.0

※歳出内訳（目的別）の解説については、次ページ参照。

一般会計歳出（目的別）構成表





※　その他…災害復旧費、諸支出金、予備費の合計。

議 会 費 の 予 算

（一 般 会 計）

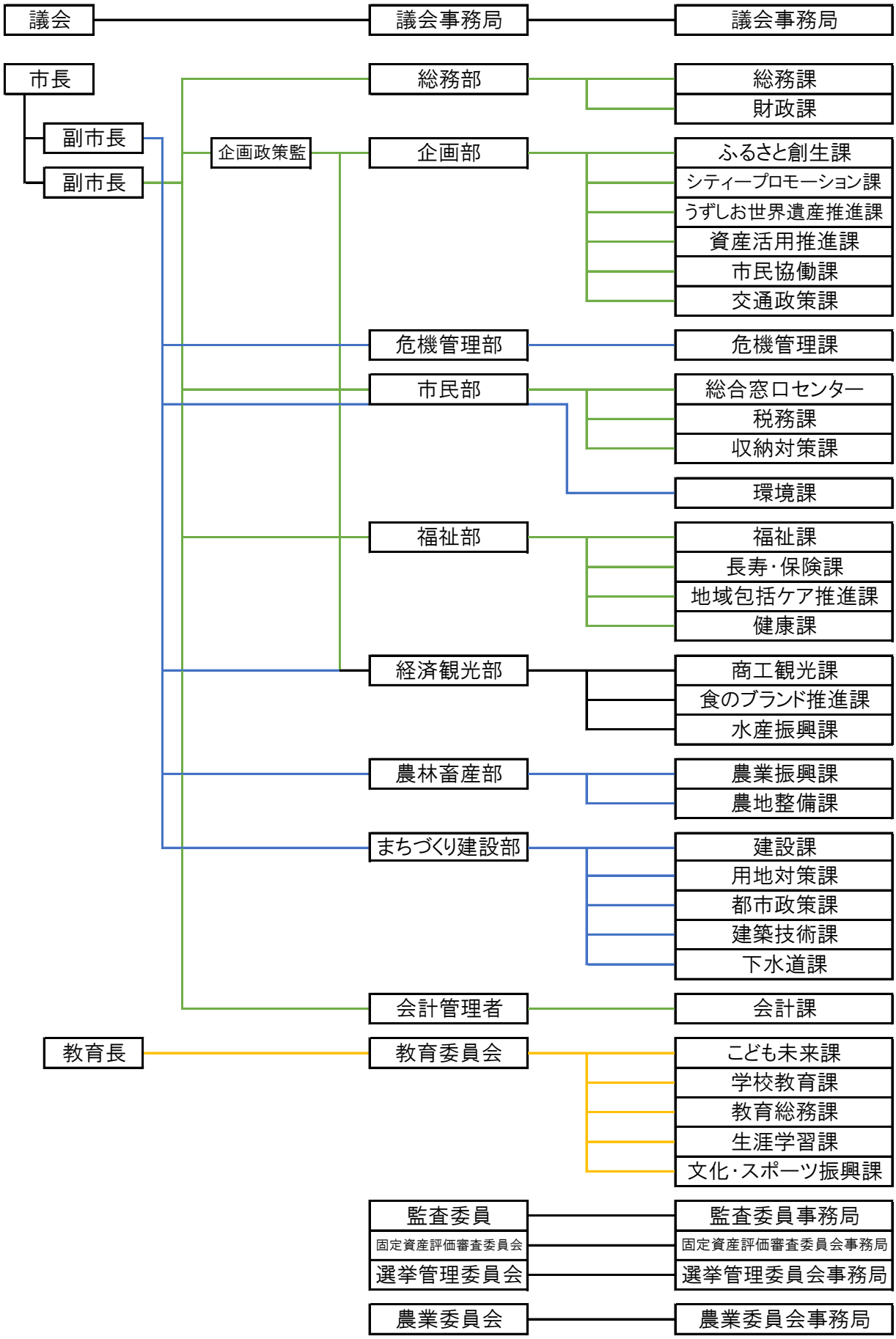
（単位：千円）

節	令和8年度予算額
報　　酬	77,193
給　　料	26,891
議員手当等	48,498
共　済　費	27,307
報　償　費	250
旅　　費	3,300
交　際　費	700
需　用　費	1,353
役　務　費	1,374
委　託　料	8,027
使用料及び 賃　借　料	13,243
備品購入費	0
負担金補助 及び交付金	3,815
公　課　費	0
合　　計	211,951

令和８年度一般会計予算総額に占める割合
0.64%

市役所の組織図

令和8年4月1日現在



議　会　の　概　要

（令和８年１０月１日現在）

１．議会の組織・構成

（1）議 員 数

・条例定数　　１８人（現員１８人）

・任　　期　　令和7年１１月１１日～令和１１年１１月１０日

（2）構　成

議会 ― 議会運営委員会　定数８人（現員４人）

　　― 常任委員会

・総務文教常任委員会　　定数９人（現員８人）

総務部、企画部、危機管理部、教育委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さないこと

・産業厚生常任委員会　　定数９人（現員９人）

市民部、福祉部、経済観光部、農林畜産部、まちづくり建設部、農業委員会の所管に属する事項

・議会広報広聴常任委員会　　定数６人（現員６人）

議会広報紙、議会報告会、議会ホームページ、議会ライブ配信・録画配信、その他議会広報広聴活動に関する事項

（3）会派別構成

誠 道 ク ラ ブ	心　和　の　会	絆	南あわじ市公明党
7	3	2	1

志	日本共産党	ゆづるはクラブ	大志の会	躍動の会
1	1	1	1	1

（4）年齢別構成

30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上	計	平均年齢
0	2	5	5	6	１８	６３歳

２．議会の活動状況（令和７年）

（１）本会議開催状況

会　　議		会期日数	本会議日数	傍聴者数
定例会	３月（２月21日～　３月25日）	33	7	6
	６月（５月30日～　６月24日）	26	6	25
	９月（８月29日～　９月26日）	29	6	13
	１２月（11月28日～ 12月17日）	20	6	6
臨時会	２月（２月10日～　２月14日）	4	2	0
	５月（５月 7 日～　５月 9 日）	3	2	0
	７月（７月31日～　８月 5 日）	6	2	0
	１１月（11月21日）	1	1	0
	１２月（12月22日～12月24日）	3	2	0

（２）本会議付議事件数及び審議結果

【市長提出】

区　　分		定例会							臨時会							合計
		原案可決	修正可決	否決	継続審議	審議未了	撤回	計	原案可決	修正可決	否決	継続審議	審査未了	撤回	計	
地方自治法第96条第1項議決事件	条例(1号)	37						37								37
	予算(2号)	32						32	3						3	35
	決算(3号)	11						11								11
	4号～14号までの議案	30						30								30
地方自治法第96条第1項5号及び第2項を含むすべての議案		19						19	4						4	23
専決処分案件（地方自治法第179条）									2						2	2
計		129						129	9						9	138

【議員提出】

区分		定例会							臨時会							合計
		原案可決	修正可決	否決	継続審議	審議未了	撤回	計	原案可決	修正可決	否決	継続審議	審査未了	撤回	計	
種類別	条例															
	規則															
	意見書															
	決議															
	その他															
計																

【委員会提出】

区分		定例会							臨時会							合計
		原案可決	修正可決	否決	継続審議	審議未了	撤回	計	原案可決	修正可決	否決	継続審議	審査未了	撤回	計	
種類別	条例	3						3								3
	規則	1						1								1
	意見書	1						1								1
	決議															
	その他															
計		5						5								5

（3）請願、陳情等件数及び審議結果

請願	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	取下げ	審議未了	継続審査	その他	計
	1								1

陳情	陳情書のコピー配布		陳情書一覧の配布		議長預かり		その他		計
	14								14

（4）委員会等開催状況

会議名称	開催日数		計	視察研修日数
	会期中	閉会中		
総務文教常任委員会	8	5	13	3
産業厚生常任委員会	7	6	13	4
議会広報広聴常任委員会	4	10	14	3
決算審査特別委員会	3	0	3	0
予算審査特別委員会	4	0	4	0
議会運営委員会	34	9	43	3
タブレット小委員会	0	1	1	0
議員協議会	5	4	9	0
会派代表者会議	6	1	7	0
計	71	36	107	13

（5）予算･決算の審査

・当初予算審査……予算審査特別委員会を設置し審査
・補正予算審査……一般会計…総務文教常任委員会に付託し審査
　　特別会計・公営企業会計…所管の常任委員会に付託し審査
・決 算 審 査……決算審査特別委員会を設置し審査

（6）一般質問

・通 告 期 限　　招集告示日の午前 8 時 30 分から議会運営委員会が定めた日時まで

	代表質問	個人質問
質問順位	会派人数の多い順	通告順
質問時間の制限	答弁と合わせて 1 時間 20 分以内 （反問に要する時間は含まない）	答弁と合わせて 60 分以内 （反問に要する時間は含まない）
質問の方法	冒頭に登壇して一括質問することができる	質問席で一問一答方式

３．議員報酬等

（1）議員等の報酬

（議員報酬：平成 23 年 4 月 1 日改正）

区　　分	報酬月額（円）	長との比率（%）	特別職給料月額（円）（平成 26 年 4 月 1 日～）	
議　　長	450,000	52.9	市　　長	850,000
副 議 長	378,000	44.5	副 市 長	680,000
委 員 長	360,000	42.4	教 育 長	600,000
議　　員	346,500	40.8		

（2）期末手当（令和 7 年 12 月 17 日改正）

6 月支給	2.325 月	×	報酬月額の 1.1
12 月支給	2.325 月	×	報酬月額の 1.1
年間	4.65 月	×	報酬月額の 1.1

（3）旅　費

出張旅費…職員の旅費規程準用

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）
島内	―	―	―	実費または自家用自動車使用の場合は路程 1km につき 37 円	―	・島　内 8,000 円以内の実費
島外	実費	実費	実費		日帰り 1,000 円 宿泊を伴うもの 1,500 円	・東京都 19,000 円以内の実費 ・その他 14,000 円以内の実費

備考　神戸市、明石市及び鳴門市の日当は、島内区分扱い

（4）政務活動費

市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む）に対し交付する。

1 人当たり年額　150,000 円

４．議会事務局

定　数　６人　　現員数　６人

局長１人　、　課長　１人　、　係長１人　、　主任　２人　、　主査　１人

５．そ　の　他

（１）本会議及び委員会の公開

・本会議…インターネット及び本庁舎ロビーに設置のモニターテレビにより中継放送を実施
　　議会閉会後、一般質問をケーブルテレビで放映するとともに、インターネットで録画配信

・常任委員会、特別委員会…インターネット及び本庁舎ロビーに設置のモニターテレビにより中継放送を実施

（２）会議録及び委員会録の調製…業者委託

・会議録・委員会録閲覧…議会図書室、議会事務局、市のホームページで閲覧可能

（３）議会広報

・発行回数　　年４回（毎定例会後）
・編集体制　　議会広報広聴常任委員会
・発行部数　　１１，４００部
・配布方法　　新聞折込み等

（４）議会のＩＣＴ化

・本会議・委員会等への通信機器の持込み許可（平成 31 年 4 月より）
・タブレット端末の導入（令和 3 年 11 月より）
・招集通知・会議予定のデータ化（令和 4 年 2 月より）
・議案・委員会資料等のデータ化による紙資料の削減（令和 5 年 3 月定例会より。希望者のみ紙議案配付）
・一般質問時のデータ資料による視認性の向上（令和 5 年 5 月大型モニター導入）
・オンライン委員会の実施を可能とするため、南あわじ市議会会議規則及び南あわじ市議会委員会条例の改正（令和 6 年 12 月 16 日）
・電子表決を導入（令和 7 年 11 月 21 日）
・オンライン（電子申請システム）での請願・陳情の提出可（令和 8 年 5 月 26 日）

（５）議会業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

・大規模災害発生時における議会の機能維持と意思決定を図るため策定（平成 31 年 3 月 6 日）

南あわじ市市民憲章

南あわじ市は、もとの三原郡域を引きつぎ、野の幸、山の幸、海の幸に恵まれています。
また、国生み神話に彩られた歴史をもち、薫り高い伝統文化がはぐくまれてきました。
わたくしたち市民は、花と緑と青い海、きれいな空気を大切にし、夢と希望の実現に向かって努めることを誓い、この憲章を定めます。

- 人と郷土を愛し、未来を見つめて力強く生きる若い世代を育てます。
- 周りの人を思いやり、お互いを認め合って、共に生きてゆく喜びをめざします。
- 恵まれた豊かな自然を生かし、美しい景観や環境をまもります。
- 歴史遺産や伝統文化を大切にし、誇りをもって次の世代に伝えていきます。
- 仕事に夢と情熱をもち、創意工夫して産業の新しい発展につとめます。

平成22年1月11日制定